平成２４年（フ）第５９号
北海道北見市中ノ島町２丁目１番５―37号
債務者　山本　勝弘
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番18―211号、前住所兵庫県西宮市東町１丁目10番５―301号
債務者　後藤　祥文
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８６号
宮城県塩竈市藤倉３丁目19番９号　グレイス藤倉201号
債務者　奥山　守人
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
仙台市若林区六丁の目南町７番10―203号
債務者　佐藤　秀昭
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　美砂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三塚51番地８
債務者　阿部　秀逸
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
仙台市太白区長町南３丁目15番10―403号
債務者　野村　優司
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地６号棟505
債務者　礒村　豊和
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地300番地15
債務者　佐藤　正敏
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩野　節子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６３号
広島市西区南観音２丁目８番27―1005号
債務者　肉の専門店のむらこと　野村　　洋
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３号
埼玉県行田市駒形２丁目10番34号
債務者　石川　克巳
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７６号
大阪府和泉市東阪本町324番地の３、前住所大阪府堺市西区山田１丁1215番地７、営業所の所在地大阪府岸和田市西之内町67―１
債務者　フレッシュミート三幸こと　三好　幸夫
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
山口県岩国市麻里布町６丁目10番５―401号
債務者　米重　和子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７８４号
滋賀県草津市南笠東２丁目１―25、住民票上の住所京都市山科区勧修寺福岡町267番地１
債務者　藤原　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　佑宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
宮崎県小林市堤2962番地２ナガトモコーポ401
債務者　中間　　潤
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８８号
山形市鈴川町２丁目４番４号　レジデンス鈴川101号
債務者　長岡　直美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０６号
山形市長町４丁目８番９号
債務者　戸田　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
北海道北斗市七重浜４丁目34番16号
債務者　山本　　篤
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
函館地方裁判所